

参加費無料

経営者、支店長・工場長等事業場トップ、労務・安全衛生
部門責任者に有効な 経営方針決定の判断材料

令和5年度の“労働の動向”を聴くセミナー

主催 一般社団法人 名北労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署・愛知県下各労働基準協会

新型コロナウイルス感染症の拡大に、ようやく収束の兆しが見えてきた一方、賃金の引上げ、同一労働同一賃金の遵守、労働時間上限規制適用猶予事業・業種における労働時間管理等、企業には様々な課題が存在しています。愛知労働局では令和5年度の行政運営方針の中で、それぞれの課題への対応方針を示すとともに、課題解決に向けた支援を実施することを掲げております。

特に 時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業・業種に対しては、相談体制の強化や説明会の実施等の支援を行い、その他の事業・業種に対しても、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む事業者への支援や、年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の促進等、長時間労働の是正に向けた各種取組を行います。

更に、「第14次労働災害防止推進計画」の初年度における「安全経営あいち®」の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進、労災補償制度の適切な運営に向けた対策などの様々な課題に取り組んでいきます。

そこで、今後の労務管理等の経営方針決定の判断材料としていただくため、「令和5年度の労働の動向を聴くセミナー」を下記のとおり開催いたします。経営者、支店長・工場長等の事業場トップの皆様、並びに労務・安全衛生部門の責任者、担当者の皆様に、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。



名古屋能楽堂
名古屋城正門前。能狂言等伝統芸能の他、セミナー等も行われる。

●日時 令和5年6月19日(月) 13:00~16:30

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

地下鉄鶴舞線「浅間町駅」徒歩10分
地下鉄名城線「名古屋城駅」徒歩10分

セミナー内容

挨拶 名古屋北労働基準監督署長 寺部重宏氏

第1部 令和5年度の労働基準行政の重点対策について

1. 監督業務の重点課題について

名古屋北労働基準監督署 副署長 堀井泰成氏

2. 労働保険制度について

名古屋北労働基準監督署 副署長 奥田寿郎氏

3. 第14次労働災害防止推進計画等について

名古屋北労働基準監督署 安全衛生課長 伊藤一弘氏

第2部 令和5年度の労働全般の動向について

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



寺部署長



宮澤弁護士

【プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



会場に合わせ和服で熱弁する宮澤弁護士

内容：労働基準行政重点対策

1. 長時間労働の是正（時間外労働上限規制、労働時間適正把握、割増賃金支払、良質なテレワーク推進等）
2. 労働災害防止（第14次労働災害防止推進計画、重篤災害防止、転倒予防、化学物質・粉じん・メンタル不調・熱中症からの健康確保、リスクアセスメント活用等）
3. 最低賃金・賃金の引上げ
4. 労災補償制度適切運営 等

内容：各種改正法への対応

1. 最近の労働トラブルの傾向
2. 2024年問題への対応策
3. 同一労働同一賃金対策
4. パワハラ防止対策
5. その他対応を要する課題

●対象 経営者、支店長・工場長等事業場のトップの皆様
 労務人事・安全衛生部門責任者、担当者の皆様

●会費 無料 ●定員 600名

※定員満了になり次第、締め切ります。

●お申込み方法

①下記の「申込書・参加券」をファックスにて、
 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
 にお送り下さい。

電話(052)961-1666

FAX(052)962-1670

②セミナー当日「申込書・参加券」を受付にご提出
 下さい。

③セミナー当日は満席が予想されます。急きょ
 ご欠席される場合は上記までご連絡下さい。

【主催・後援労働基準協会】



【交通アクセス】

- ・地下鉄鶴舞線「浅間町」下車 1番出口より東へ徒歩10分
- ・地下鉄名城線「名古屋城」下車 7番出口より西へ徒歩12分
- ・市バス「名古屋城正門前」下車すぐ(栄13号系統、栄27号系統、西巡回系統)
- ・なごや観光ルートバスメール「名古屋城」下車すぐ
- ・駐車場:乗用車319台/30分ごとに180円

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

令和5年度の労働の動向を聴くセミナー 申込書・参加券

6月19日開催分

申込協会	労働基準協会				※ 会員番号				
事業場名					T E L	()	-		
					F A X	()	-		
所在地	〒								
ご出席者	氏名	所属部署・職名	氏名	所属部署・職名					
	①		②						
連絡担当者	上記ご出席者 (番号) 以外のご担当者 (部署職名				氏名	様)			

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

ハラスメント防止研修

主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増しております。また、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」など様々な型のハラスメントがあり、企業を悩ます深刻な問題となっております。

企業はハラスメントに対して、適切な対応を怠るとメンタル不調者等が発生し、貴重な労働力の減少のみならず、昨今はメディアにも取り上げられ、企業イメージや業績などにも大きなダメージを与えます。

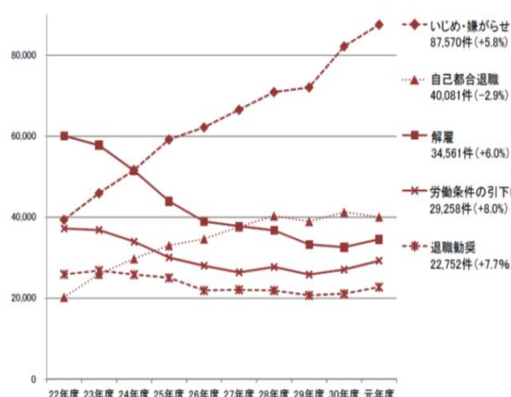
企業は、職場環境を悪化させるハラスメントを未然に防ぐよう適切な知識を持つことが重要です。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識から、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等を学ぶため「ハラスメント防止研修」を開催いたします。

ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。

民事上の個別労働紛争の
主な相談内容の件数の推移

資料 厚生労働省令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況



「いじめ」「嫌がらせ」が大きく増加

日時

令和5年 7月 11日 (火) 令和5年 11月 7日 (火)

令和6年 2月 13日 (火) いずれも 13時30分～16時30分

内容

第1部 ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラの定義、事例や、ハラスメントが起こった場合の影響を解説します。また、ハラスメントになるかどうかを判断するワークを行います。

第2部 ハラスメントにならない指導とコミュニケーション

パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならないコミュニケーション方法についてワークを通して考えます。

第3部 ハラスメントが起こった場合の対応

ハラスメントの相談を受けた時の対応方法や、その後取るべき措置についてお伝えいたします。

ハラスメントになっていませんか？



講師



フローリッシュ社労士事務所 所長

一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士 新美 智美氏

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階大会議室
名古屋市北区清水1-13-1



お申込はこちら

対象

管理者、労務人事・
安全衛生担当者など

会費

会員 6,000円
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書 (コピー可) ハラスメント防止研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会 のみご記入ください。 (郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL FAX E-mail	{ }	-
所在地	〒		事業内容		労働者数 名
受講者名	区分 (ご記入不要)	氏名	所属部署・職名	受講日 (レ点を入れてください)	ご案内送付先 (受講者・担当者 (部署名) をつけてください)
				<input type="checkbox"/> 7月11日 <input type="checkbox"/> 11月7日 <input type="checkbox"/> 2月13日	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

改正育児・介護休業法を踏まえた

労務人事担当者・相談窓口担当者 対象

仕事と育児両立支援セミナー

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

2022年4月より、育児・介護休業法の改正が順次施行され、代表的な改正ポイントとして産後パパ育休制度が創設されました。更には、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、妊娠・出産（本人又は配偶者）を申し出た労働者に対する個別周知・意向確認など、様々な措置が企業に義務化されています。

しかし、令和3年度の男性の育児休業取得率は13.97%と依然として低い水準であり、男性が実際に育児休業を取得できるかどうかは、管理者・労働者の理解を含めた職場環境によるところが大きいと言えます。

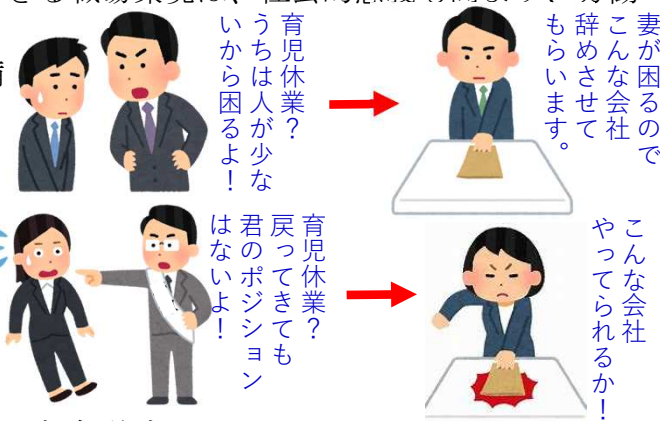
また、内閣府の男女共同参画局の最新の調査によると、第一子を出産後に離職する女性の割合は、約半数の46.9%に昇り、人手不足の中小企業にとっては出産後の女性社員の離職は大きな損失です。

現代において、男女ともに育児をしながらも就労が継続できる職場環境は、社会的意義も高まり、労働者にとっては会社を評価する重要な基準になっています。

今回の法改正に対応し、育児休業に関する職場環境を整備することは、今後の会社の発展のためには必要不可欠です。

そこで、愛知県下の各労働基準協会では、労働者が仕事と育児を両立することができる職場づくりを支援するため、「仕事と育児両立支援セミナー」を開催します。

是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。



日時

令和5年7月25日(火)

13:30~16:30

会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室 やがて消えゆくこの会社...

講師

朋労務コンサルタントオフィス 所長

(一社) 名北労働基準協会 労働相談室長

社会保険労務士

藤原 朋子 氏



【プロフィール】

愛知県下各労働基準協会主催の社会保険労務士試験受験対策講座（育児・介護休業法を含む労働保険一般常識担当）、労働実務専門講座就業管理コース（育児・介護休業法等を含む雇用関係法研修担当）、育児・介護休業法に関する企業出張教育など講習会やセミナーの講師を数多く行う。また、名北労働基準協会労働相談室長として、各企業の労働問題等に関する問い合わせに対応する専門家。

内容

1. 法改正により実施すべき事項の解説

- 例) 育児休業・産後パパ育休の研修の実施 ← 本セミナーの受講で満たせます！
 育児休業・産後パパ育休の相談体制の整備 ← 本セミナーで相談窓口担当者に必要なスキルを説明します！

2. 育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備

男女問わず、育児や介護を理由に休業を取得しやすい職場づくりのポイント

3. 仕事と育児・介護を両立できる職場づくりの重要性

育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整備することでのメリット

4. その他制度の解説と運用上の留意事項

対象者

経営者・労務人事担当者・相談窓口担当者 等

会費

会員 6,000円

非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員 45名

(定員になり次第締め切ります)

その他

研修修了者には「修了証」を交付します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。ご了承下さい。



お申込はこちら

● 会場案内 一般社団法人北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書 (コピー可) 仕事と育児両立支援セミナー 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号			名北労働基準協会員の みご記入ください。 (郵送時封筒に記載)
事業場名			T E L F A X E - m a i l	{ }	二
所在地	〒	事業内容		労働者数	名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先
				7月25日	受講者・担当者 (部署名) <small>〇をつけてください</small>
				7月25日	会費支払時期 令和 年 月 日

この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。



廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育

(ダイオキシン類特別教育) 開催のご案内

主 催 愛知県下各労働基準協会
実施機関 名古屋東労働基準協会

次の業務に従事する方は、特別教育を受けることが義務付けられています。

- ①廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- ②廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ③廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん 及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

当協会では、下記の通り特別教育を開催致しますので、ご参加下さいます様ご案内致します。

なお、修了者には労働基準協会長より「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。

日 時 2023(令和5)年 7月 24日 (月) 10:00~15:20

会 場 名古屋市工業研究所 4階第2会議室

熱田区六番三丁目4番41号<< 地下鉄名城線「六番町」下車3番出口徒歩1分 >>

受講料 会員 7,330円 非会員 9,160円 (テキスト代・消費税含)

問 合 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909 Fax 052-883-3586

申込方法 裏面の申込書を担当の労働基準協会にFax 願います。

支払方法 講習開始6営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先>

ナゴヤセガシロードウキジュンキョウカイ

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通0656029 名古屋東労働基準協会

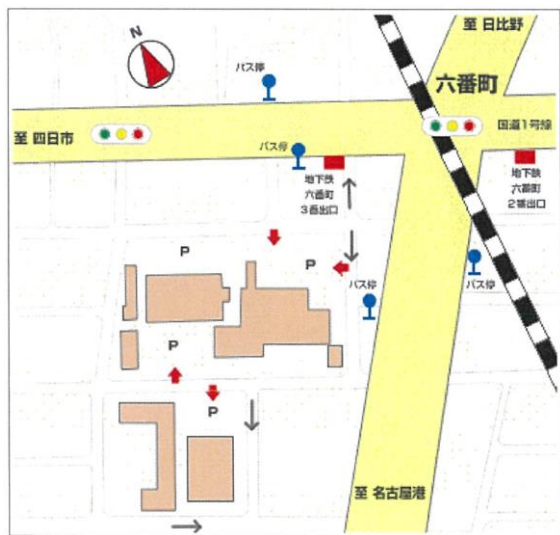
※ 振入手数料は貴社でご負担願います。

※ 7月12日(水)を過ぎますと、キャンセル、変更、受講料等の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問い合わせください。

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の6日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を前日までお送りいたします。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館C階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツジマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木質東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 名古屋東労働基準協会	三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 No.0656029 名古屋東労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。				

会場地図



<名古屋市工業研究所>

4階第2会議室

名古屋市熱田区六番三丁目4番41号

<アクセス>

地下鉄 名城線「六番町」下車 3番出口より徒歩1分

お申込協会名	
--------	--

廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育(ダイオキシン) 申込書 (R5.7.24)

会社名	住所 〒		
担当者部署			
名前	Tel	Fax	
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日

(個人情報) この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。詳細は当協会のホームページ (<http://www.meito-roukyo.jp>) をご覧下さい。